

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあっては、団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、令和三年六月二十二日から同年十月二十二日までに奈良県産業・観光・雇用振興部産業振興総合センターに到着するよう提出してください。

令和三年六月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 オークワ奈良古市店  
所在地 奈良市古市町七九六番地

二 変更のあった事項

1 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名  
（変更前）株式会社オークワ 代表者 神吉 康成  
（変更後）株式会社オークワ 代表者 大桑 弘嗣

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名  
（変更前）株式会社オークワ 代表者 神吉 康成  
（変更後）株式会社オークワ 代表者 大桑 弘嗣

三 変更年月日

令和三年二月二十一日

四 届出年月日

令和三年五月三十一日

五 縦覧場所

奈良県産業・観光・雇用振興部産業振興総合センター

六 縦覧期間

令和三年六月二十二日から同年十月二十二日まで。ただし、奈良県の休日を含め、条例（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日を除き、

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 スーパーセンターオークワ富雄中町店  
 所在地 奈良市中町二三三一ほか
- 二 変更のあった事項

- 1 大規模小売店舗の名称  
 (変更前) (仮称) スーパーセンターオークワ奈良中町店  
 (変更後) スーパーセンターオークワ富雄中町店
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名  
 (変更前) 株式会社オークワ 代表者 神吉 康成  
 (変更後) 株式会社オークワ 代表者 大桑 弘嗣
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名  
 (変更前)

名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島一八五番地の三	神吉 康成

(変更後)

名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島一八五番地の三	大桑 弘嗣
株式会社武嶋	大阪市浪速区難波中二丁目八番九号	武嶋 純

三 変更年月日

二の1 平成二十六年十一月十四日

二の2 令和三年二月二十一日

二の3 令和三年二月二十一日ほか

四 届出年月日

令和三年五月三十一日

五 縦覧場所

奈良県産業・観光・雇用振興部産業振興総合センター

六 縦覧期間

令和三年六月二十二日から同年十月二十二日まで。ただし、奈良県の休日を定める  
条例第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 メッサオークワ北登美ヶ丘店・ココカラファイン北登美ヶ丘店

所在地 奈良市北登美ヶ丘六丁目一五〇〇ほか

二 変更のあった事項

1 大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) メッサオークワ北登美ヶ丘店・ココカラファイン北登美ヶ丘

店

(変更後) メッサオークワ北登美ヶ丘店・ココカラファイン北登美ヶ丘店

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

(変更前) 株式会社オークワ 代表者 神吉 康成

株式会社ココカラファインヘルスケア 代表者 橋爪 薫

(変更後) 株式会社オークワ 代表者 大桑 弘嗣

株式会社ココカラファインヘルスケア 代表者 塚本 厚志

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

(変更前) 株式会社オークワ 代表者 神吉 康成

株式会社ココカラファインヘルスケア 代表者 橋爪 薫

(変更後) 株式会社オークワ 代表者 大桑 弘嗣

株式会社ココカラファインヘルスケア 代表者 塚本 厚志

三 変更年月日

二の1 平成二十六年二月二十六日

二の2及び3 令和三年二月二十一日ほか

四 届出年月日

令和三年五月三十一日

五 縦覧場所

奈良県産業・観光・雇用振興部産業振興総合センター

六 縦覧期間

令和三年六月二十二日から同年十月二十二日まで。ただし、奈良県の休日を定める  
条例第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 オークワ高田神楽店

所在地 大和高田市神楽二丁目一〇七番地一ほか

二 変更のあった事項

1 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

(変更前) 株式会社オークワ 代表者 神吉 康成

(変更後) 株式会社オークワ 代表者 大桑 弘嗣

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

(変更前) 株式会社オークワ 代表者 神吉 康成

(変更後) 株式会社オークワ 代表者 大桑 弘嗣

三 変更年月日

令和三年二月二十一日

四 届出年月日

令和三年五月三十一日

五 縦覧場所

奈良県産業・観光・雇用振興部産業振興総合センター

六 縦覧期間

令和三年六月二十二日から同年十月二十二日まで。ただし、奈良県の休日を定める  
条例第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 オークワ大和高田店

所在地 大和高田市大字市場六三六一

二 変更のあった事項

1 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

(変更前) 株式会社オークワ 代表者 神吉 康成

(変更後) 株式会社オークワ 代表者 大桑 弘嗣

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

(変更前)

名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島一八五番地の三	神吉 康成

(変更後)

名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島一八五番地の三	大桑 弘嗣

株式会社ウエダベーカー リー	大和高田市内本町八番三十一号	猶原 秀和
新光眼鏡株式会社	香芝市瓦口二二六一番地	石川 貴史

三 変更年月日

二の1 令和三年二月二十一日

二の2 令和三年二月二十一日ほか

四 届出年月日

令和三年五月三十一日

五 縦覧場所

奈良県産業・観光・雇用振興部産業振興総合センター

六 縦覧期間

令和三年六月二十二日から同年十月二十二日まで。ただし、奈良県の休日を定める  
条例第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 オークワ大和郡山筒井北店

所在地 大和郡山市筒井町一二四一番地ほか

二 変更のあった事項

1 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

(変更前) 株式会社オークワ 代表者 神吉 康成

(変更後) 株式会社オークワ 代表者 大桑 弘嗣

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

(変更前) 株式会社オークワ 代表者 神吉 康成

(変更後) 株式会社オークワ 代表者 大桑 弘嗣

三 変更年月日

令和三年二月二十一日

四 届出年月日

令和三年五月三十一日

五 縦覧場所

奈良県産業・観光・雇用振興部産業振興総合センター

六 縦覧期間

令和三年六月二十二日から同年十月二十二日まで。ただし、奈良県の休日を含め

条例第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 オークワ大和郡山柳町店

所在地 大和郡山市柳町一―二ほか

二 変更のあった事項

1 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

(変更前) 株式会社オークワ 代表者 神吉 康成

(変更後) 株式会社オークワ 代表者 大桑 弘嗣

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

(変更前) 株式会社オークワ 代表者 神吉 康成

(変更後) 株式会社オークワ 代表者 大桑 弘嗣

三 変更年月日

令和三年二月二十一日

四 届出年月日

令和三年五月三十一日

五 縦覧場所

奈良県産業・観光・雇用振興部産業振興総合センター

六 縦覧期間

令和三年六月二十二日から同年十月二十二日まで。ただし、奈良県の休日を含め

条例第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 プライスカット大和小泉店  
所在地 大和郡山市小泉町七川三三番ほか
- 二 変更のあった事項

- 1 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名  
(変更前)

名称	住所	代表者の氏名
光進実業株式会社	大阪市阿倍野区旭町一丁目一番二 四号	細川 進

(変更後)

名称	住所	代表者の氏名
光進実業株式会社	大阪市阿倍野区丸山通二丁目三番 六号	細川 兼一

- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあ  
つては代表者の氏名  
(変更前)

氏名(名称)	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島一八五番地 の三	神吉 康成

ブックオフコーポレー ション株式会社	相模原市南区古淵二丁目一四番二 〇号	坂本 孝
-----------------------	-----------------------	------

(変更後)

氏名(名称)	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島一八五番地 の三	大桑 弘嗣
ブックオフコーポレー ション株式会社	相模原市南区古淵二丁目一四番二 〇号	堀内 康隆
泉谷 淳一	香芝市高二三三番地の一五	

三 変更年月日

二の1 (代表者の氏名の変更に限る。) 平成二十六年八月二十六日

〃 (住所の変更に限る。) 平成二十九年七月一日

二の2 令和三年二月二十一日ほか

四 届出年月日

令和三年五月三十一日

五 縦覧場所

奈良県産業・観光・雇用振興部産業振興総合センター

六 縦覧期間

令和三年六月二十二日から同年十月二十二日まで。ただし、奈良県の休日を定める

条例第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 プライスカット天理北店

所在地 天理市別所町二二三ほか

二 変更のあった事項

1 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

(変更前) 株式会社オークワ 代表者 神吉 康成

(変更後) 株式会社オークワ 代表者 大桑 弘嗣

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

(変更前) 株式会社オークワ 代表者 神吉 康成

(変更後) 株式会社オークワ 代表者 大桑 弘嗣

三 変更年月日

令和三年二月二十一日

四 届出年月日

令和三年五月三十一日

五 縦覧場所

奈良県産業・観光・雇用振興部産業振興総合センター

六 縦覧期間

令和三年六月二十二日から同年十月二十二日まで。ただし、奈良県の休日を含めず。

条例第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 オークワ天理南店

所在地 天理市田井庄町四六〇ほか

二 変更のあった事項

1 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

(変更前) 株式会社オークワ 代表者 神吉 康成

(変更後) 株式会社オークワ 代表者 大桑 弘嗣

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

(変更前) 株式会社オークワ 代表者 神吉 康成

三 変更年月日  
（変更後）株式会社オークワ 代表者 大桑 弘嗣

令和三年二月二十一日

四 届出年月日

令和三年五月三十一日

五 縦覧場所

奈良県産業・観光・雇用振興部産業振興総合センター

六 縦覧期間

令和三年六月二十二日から同年十月二十二日まで。ただし、奈良県の休日を定める

条例第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 オークワ橿原常盤店

所在地 橿原市常盤町大字大殿四三六一一ほか

二 変更のあった事項

1 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

（変更前）株式会社オークワ 代表者 神吉 康成

（変更後）株式会社オークワ 代表者 大桑 弘嗣

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

（変更前）株式会社オークワ 代表者 神吉 康成

（変更後）株式会社オークワ 代表者 大桑 弘嗣

三 変更年月日

令和三年二月二十一日

四 届出年月日

令和三年五月三十一日

五 縦覧場所

奈良県産業・観光・雇用振興部産業振興総合センター

六 縦覧期間

令和三年六月二十二日から同年十月二十二日まで。ただし、奈良県の休日を含め、  
条例第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 オークワ橿原畝傍店

所在地 橿原市四分町八九番地

二 変更のあった事項

1 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

(変更前) 株式会社オークワ 代表者 神吉 康成

(変更後) 株式会社オークワ 代表者 大桑 弘嗣

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

(変更前) 株式会社オークワ 代表者 神吉 康成

(変更後) 株式会社オークワ 代表者 大桑 弘嗣

三 変更年月日

令和三年二月二十一日

四 届出年月日

令和三年五月三十一日

五 縦覧場所

奈良県産業・観光・雇用振興部産業振興総合センター

六 縦覧期間

令和三年六月二十二日から同年十月二十二日まで。ただし、奈良県の休日を含め、  
条例第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 オークワ橿原坊城店

所在地 橿原市東坊城町字六反田二四二番地の一

二 変更のあった事項

1 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

(変更前) 株式会社オークワ 代表者 神吉 康成

(変更後) 株式会社オークワ 代表者 大桑 弘嗣

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

(変更前) 株式会社オークワ 代表者 神吉 康成

(変更後) 株式会社オークワ 代表者 大桑 弘嗣

三 変更年月日

令和三年二月二十一日

四 届出年月日

令和三年五月三十一日

五 縦覧場所

奈良県産業・観光・雇用振興部産業振興総合センター

六 縦覧期間

令和三年六月二十二日から同年十月二十二日まで。ただし、奈良県の休日を含めず。

条例第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 オークワ 橿原真菅店

所在地 橿原市北妙法寺町五五五―一

二 変更のあった事項

1 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

(変更前) 株式会社オークワ 代表者 神吉 康成

(変更後) 株式会社オークワ 代表者 大桑 弘嗣

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

(変更前)

名称	住所	代表者の氏名
----	----	--------

株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島一八五番地の三	神吉 康成
上新電機株式会社	大阪市浪速区日本橋西一―六―五	土井 英次
株式会社田中ふとん店	愛知県一宮市本町三丁目九番一四号	田中 公雄

(変更後)

名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島一八五番地の三	大桑 弘嗣
上新電機株式会社	大阪市浪速区日本橋西一丁目六番五号	金谷 隆平
スギホールディングス株式会社	愛知県大府市横根町新江六二番の一	杉浦 広一
株式会社大創産業	広島市西条吉行東一丁目四番一四号	矢野 靖二

三 変更年月日

二の1 令和三年二月二十一日

二の2 令和三年二月二十一日ほか

四 届出年月日

令和三年五月三十一日

五 縦覧場所

奈良県産業・観光・雇用振興部産業振興総合センター

六 縦覧期間

令和三年六月二十二日から同年十月二十二日まで。ただし、奈良県の休日を定める  
条例第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 オークワ榎原醍醐店

所在地 榎原市醍醐町西筋見三四二―一ほか

二 変更のあった事項

1 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

(変更前) 株式会社オークワ 代表者 神吉 康成

(変更後) 株式会社オークワ 代表者 大桑 弘嗣

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあ  
つては代表者の氏名

(変更前)

氏名(名称)	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島一八五番地 の三	神吉 康成

(変更後)

氏名(名称)	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島一八五番地 の三	大桑 弘嗣

岡本章	橿原市東坊城町四九一番地の六
-----	----------------

三 変更年月日

二の1 令和三年二月二十一日

二の2 令和三年二月二十一日ほか

四 届出年月日

令和三年五月三十一日

五 縦覧場所

奈良県産業・観光・雇用振興部産業振興総合センター

六 縦覧期間

令和三年六月二十二日から同年十月二十二日まで。ただし、奈良県の休日を定める

条例第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 スーパーセンターオークワ桜井店

所在地 桜井市粟殿五七―一ほか

二 変更のあった事項

1 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

(変更前) 株式会社オークワ 代表者 神吉 康成

(変更後) 株式会社オークワ 代表者 大桑 弘嗣

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

(変更前)

名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島一八五番地 の三	神吉 康成

(変更後)

名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島一八五番地の三	大桑 弘嗣
株式会社オー・エンターテイメント	大阪市中央区西心斎橋二丁目二番三号	野村 康隆

三 変更年月日

二の1 令和三年二月二十一日

二の2 令和三年二月二十一日ほか

四 届出年月日

令和三年五月三十一日

五 縦覧場所

奈良県産業・観光・雇用振興部産業振興総合センター

六 縦覧期間

令和三年六月二十二日から同年十月二十二日まで。ただし、奈良県の休日を定める

条例第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 スーパーセンターオークワ御所店

所在地 御所市大字室一一八五―一の一部ほか

二 変更のあった事項

1 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

(変更前) 株式会社オークワ 代表者 神吉 康成

- 2 (変更後) 株式会社オークワ 代表者 大桑 弘嗣  
(変更前) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名  
(変更前)

名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島一八五番地の三	神吉 康成

(変更後)

名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島一八五番地の三	大桑 弘嗣
新光眼鏡株式会社	香芝市瓦口二二六一番地	石川 貴史
株式会社大創産業	広島市西条吉行東一丁目四番一四号	矢野 靖二

三 変更年月日

二の1 令和三年二月二十一日

二の2 令和三年二月二十一日ほか

四 届出年月日

令和三年五月三十一日

五 縦覧場所

奈良県産業・観光・雇用振興部産業振興総合センター

六 縦覧期間

令和三年六月二十二日から同年十月二十二日まで。ただし、奈良県の休日を含め定める。

条例第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 オークワ生駒菜畑店

所在地 生駒市中菜畑二丁目一〇七四番地ほか

二 変更のあった事項

1 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

(変更前) 株式会社オークワ 代表者 神吉 康成

(変更後) 株式会社オークワ 代表者 大桑 弘嗣

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

(変更前) 株式会社オークワ 代表者 神吉 康成

(変更後) 株式会社オークワ 代表者 大桑 弘嗣

三 変更年月日

令和三年二月二十一日

四 届出年月日

令和三年五月三十一日

五 縦覧場所

奈良県産業・観光・雇用振興部産業振興総合センター

六 縦覧期間

令和三年六月二十二日から同年十月二十二日まで。ただし、奈良県の休日を含め

条例第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 スーパーセンターオークワ生駒上町店

所在地 生駒市上町四一三〇一ー一ほか

二 変更のあった事項

- 1 大規模小売店舗の名称  
 (変更前) (仮称) スーパーセンターオークワ生駒店  
 (変更後) スーパーセンターオークワ生駒上町店
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名  
 (変更前) 株式会社オークワ 代表者 神吉 康成  
 (変更後) 株式会社オークワ 代表者 大桑 弘嗣
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名  
 (変更前)

名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島一八五番地の三	神吉 康成
株式会社オー・エンターテイメント	大阪市浪速区難波中二丁目一〇番七〇号	大桑 友朗

(変更後)

名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島一八五番地の三	大桑 弘嗣
株式会社大創産業	広島市西条吉行東一丁目四番一四号	矢野 靖二
株式会社ココカラファイン	横浜市港北区新横浜三丁目一七番六号	塚本 厚志

三 変更年月日

二の1 平成二十五年十二月十二日

二の2 令和三年二月二十一日

二の3 令和三年二月二十一日ほか

四 届出年月日

令和三年五月三十一日

五 縦覧場所

奈良県産業・観光・雇用振興部産業振興総合センター

六 縦覧期間

令和三年六月二十二日から同年十月二十二日まで。ただし、奈良県の休日を定める

条例第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 オークワ香芝南店

所在地 香芝市鎌田三九〇番地の一

二 変更のあった事項

1 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

(変更前) 株式会社オークワ 代表者 神吉 康成

(変更後) 株式会社オークワ 代表者 大桑 弘嗣

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

(変更前) 株式会社オークワ 代表者 神吉 康成

(変更後) 株式会社オークワ 代表者 大桑 弘嗣

三 変更年月日

令和三年二月二十一日

四 届出年月日

令和三年五月三十一日

五 縦覧場所

奈良県産業・観光・雇用振興部産業振興総合センター

六 縦覧期間

令和三年六月二十二日から同年十月二十二日まで。ただし、奈良県の休日を含めず。  
条例第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 テックランド香芝店・オークワ香芝インター店

所在地 香芝市上中一六ほか

二 変更のあった事項

1 大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) 香芝インターチェンジ北計画

(変更後) テックランド香芝店・オークワ香芝インター店

2 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

(変更前)

名称	住所	代表者の氏名
株式会社ヤマダ電機	群馬県前橋市日吉町四丁目四〇番地の一	山田 昇
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島一八五番地の三	神吉 康成

(変更後)

名称	住所	代表者の氏名
株式会社ヤマダホールディングス	群馬県高崎市栄町一番一号	山田 昇

株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島一八五番地の三	大桑 弘嗣
----------	-------------------	-------

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

(変更前)

株式会社ヤマダ電機	群馬県前橋市日吉町四丁目四〇番地の一一	山田 昇
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島一八五番地の三	神吉 康成

(変更後)

株式会社ヤマダデンキ	群馬県高崎市栄町一番一号	小林 辰夫
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島一八五番地の三	大桑 弘嗣

三 変更年月日

二の1 平成二十七年四月十一日

二の2及び3 令和三年二月二十一日ほか

四 届出年月日

令和三年五月三十一日

五 縦覧場所

奈良県産業・観光・雇用振興部産業振興総合センター

六 縦覧期間

令和三年六月二十二日から同年十月二十二日まで。ただし、奈良県の休日を定める  
条例第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 オークワ香芝逢坂店

所在地 香芝市逢坂二一三番地ほか

二 変更のあった事項

1 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

(変更前) 株式会社オークワ 代表者 神吉 康成

(変更後) 株式会社オークワ 代表者 大桑 弘嗣

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

(変更前)

名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島一八五番地の三	神吉 康成

(変更後)

名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島一八五番地の三	大桑 弘嗣
株式会社武嶋	大阪市浪速区難波中二丁目八番九	武嶋 純

三 変更年月日

二の1 令和三年二月二十一日

二の2 令和三年二月二十一日ほか

四 届出年月日

令和三年五月三十一日

五 縦覧場所

奈良県産業・観光・雇用振興部産業振興総合センター

六 縦覧期間

令和三年六月二十二日から同年十月二十二日まで。ただし、奈良県の休日を含め、  
条例第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 オークワ葛城忍海店

所在地 葛城市忍海三九〇―一ほか

二 変更のあった事項

1 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

(変更前) 株式会社オークワ 代表者 神吉 康成

(変更後) 株式会社オークワ 代表者 大桑 弘嗣

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

(変更前) 株式会社オークワ 代表者 神吉 康成

(変更後) 株式会社オークワ 代表者 大桑 弘嗣

三 変更年月日

令和三年二月二十一日

四 届出年月日

令和三年五月三十一日

五 縦覧場所

奈良県産業・観光・雇用振興部産業振興総合センター

六 縦覧期間

令和三年六月二十二日から同年十月二十二日まで。ただし、奈良県の休日を含め、奈良県条例第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 プライスカット生駒東山店

所在地 生駒郡平群町菊美台八〇〇番地一四二

二 変更のあった事項

1 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

(変更前) 株式会社オークワ 代表者 神吉 康成

(変更後) 株式会社オークワ 代表者 大桑 弘嗣

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

(変更前) 株式会社オークワ 代表者 神吉 康成

(変更後) 株式会社オークワ 代表者 大桑 弘嗣

三 変更年月日

令和三年二月二十一日

四 届出年月日

令和三年五月三十一日

五 縦覧場所

奈良県産業・観光・雇用振興部産業振興総合センター

六 縦覧期間

令和三年六月二十二日から同年十月二十二日まで。ただし、奈良県の休日を含め、奈良県条例第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 オークワ田原本店

所在地 磯城郡田原本町大字小阪四四―一ほか

二 変更のあった事項

1 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

(変更前) 株式会社早川 代表者 早川 悠紀夫

(変更後) 株式会社早川 代表者 早川 鈴江

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

(変更前) 株式会社オークワ 代表者 神吉 康成

(変更後) 株式会社オークワ 代表者 大桑 弘嗣

三 変更年月日

二の1 平成二十八年十月十五日

二の2 令和三年二月二十一日

四 届出年月日

令和三年五月三十一日

五 縦覧場所

奈良県産業・観光・雇用振興部産業振興総合センター

六 縦覧期間

令和三年六月二十二日から同年十月二十二日まで。ただし、奈良県の休日を含めず。

条例第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 スーパーセンターオークワ田原本インター店

所在地 磯城郡田原本町大字十六面五二―一ほか

二 変更のあった事項

1 大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) スーパーセンターオークワ田原本店

(変更後) スーパーセンターオークワ田原本インター店

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

3  
 (変更前) 株式会社オークワ 代表者 神吉 康成  
 (変更後) 株式会社オークワ 代表者 大桑 弘嗣  
 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあ  
 つては代表者の氏名

(変更前)

株式会社オークワ	氏名(名称)	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島一八五番地の三	和歌山県和歌山市中島一八五番地の三	神吉 康成

(変更後)

株式会社オークワ	氏名(名称)	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島一八五番地の三	和歌山県和歌山市中島一八五番地の三	大桑 弘嗣
株式会社大創産業	氏名(名称)	住所	代表者の氏名
株式会社大創産業	広島市西条吉行東一丁目四番一四号	広島市西条吉行東一丁目四番一四号	矢野 靖二
株式会社ヨシムラ	氏名(名称)	住所	代表者の氏名
株式会社ヨシムラ	磯城郡田原本町六三五番地	磯城郡田原本町六三五番地	吉村 和也
株式会社西松屋チェーン	氏名(名称)	住所	代表者の氏名
株式会社西松屋チェーン	兵庫県姫路市飾東町庄二六六番地の一	兵庫県姫路市飾東町庄二六六番地の一	大村 浩一
株式会社泰和	氏名(名称)	住所	代表者の氏名
株式会社泰和	京都市南区上鳥羽南鉾立町一九番地一	京都市南区上鳥羽南鉾立町一九番地一	吉村 隆司
アンフアンズ株式会社	氏名(名称)	住所	代表者の氏名
アンフアンズ株式会社	葛城市北花内二七二番地五	葛城市北花内二七二番地五	飯田 真也

住井 愛治	磯城郡田原本町一八二番地一

三 変更年月日

- 二の1 平成二十七年四月十日
- 二の2 令和三年二月二十一日
- 二の3 令和三年二月二十一日ほか

四 届出年月日

令和三年五月三十一日

五 縦覧場所

奈良県産業・観光・雇用振興部産業振興総合センター

六 縦覧期間

令和三年六月二十二日から同年十月二十二日まで。ただし、奈良県の休日を定める  
条例第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 オークワ大淀西店

所在地 吉野郡大淀町大字下淵六四五―五

二 変更のあった事項

1 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

(変更前) 株式会社オークワ 代表者 神吉 康成

(変更後) 株式会社オークワ 代表者 大桑 弘嗣

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

(変更前) 株式会社オークワ 代表者 神吉 康成

(変更後) 株式会社オークワ 代表者 大桑 弘嗣

三 変更年月日

令和三年二月二十一日

四 届出年月日

令和三年五月三十一日

五 縦覧場所

奈良県産業・観光・雇用振興部産業振興総合センター

六 縦覧期間

令和三年六月二十二日から同年十月二十二日まで。ただし、奈良県の休日を含め、奈良県の休日を除きます。

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで